

聖籠町告示第五十号

聖籠町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成八年聖籠町訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「決定」を「契約」に改め、「農業経営基盤強化資金」の次に「（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成六年六月二十九日付け六農経A第六百六十五号農林水産事務次官依命通知）第三に定める資金をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「（平成六年六月二十九日付け六農経A第六百六十六号農林水産事務次官依命通知）」を削り、「農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成二十二年四月一日付け二十一経営第七千二百五号農林水産事務次官依命通知）」を「農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱（平成二年三月二十九日付け二農経A第三百二十一号農林水産事務次官依命通知）」に、「農林水産省経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体」を「財団法人農林水産長期金融協会（昭和三十九年九月十五日に財団法人高風会という名称で設立された法人）」に、「受けるもの」を「受ける資金」に改め、同項に次の一号を加える。

三 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十

一日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強

化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第三の二の

(七)の資金を除き、かつ当該貸付決定に係る貸付額が五百万円を超えるものに限る。)のうち、個人にあつては一億円以下、法人にあつては三億円以下の部分であつて、平成二十三年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成二十三年四月一日付け二十二経営第七千二百六十九号農林水産事務次官依命通知)に定めるところにより、農林水産省経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体から、利子助成を受ける資金。

第二条第二項中「貸付決定」を「貸付契約」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「貸付決定」を「貸付契約」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「五年間を上限」を「五年間」に改める。

第一号様式及び第四号様式中「貸付利率の( )は」の次に「、株式会社日本政策金融公庫の貸付金利から、」を加え、「助成後の金利」を「利子助成率を引いた利率」に改める。

第八号様式中「農林水産省経営局長」を「財団法人農林水産長期金融協会若しくは農林水産省経営局長」に改める。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。